

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

株主総会のおみやげ代

Q : 当社では、今月、株主総会を予定しています。出席者にはおみやげを用意しようと思うのですが、おみやげ代は交際費になるのでしょうか。

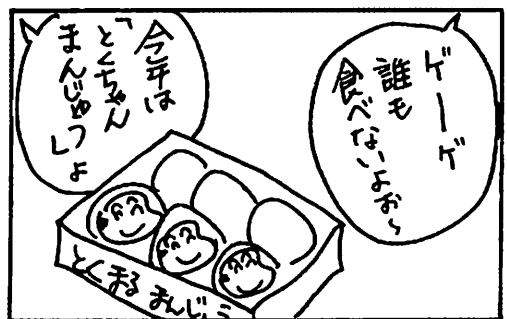
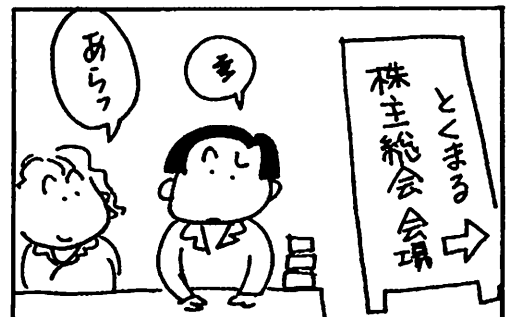
A : 簡素なおみやげであれば交際費にはなりません。

【解説】

株主総会でのタオルやボールペン、少額の商品等といったおみやげは、贈答目的ではなく、総会出席者に対する通常の儀礼の範囲内のものと考えられますから、交際費には該当しません。ただ、1人1万円相当の支給ともなると、交際費に該当します。

株主総会は、商法上開催が義務付けられているもので、社屋新築とか創立何周年記念とかのパーティーとは基本的に異なりますから、その開催に通常要する費用は、交際費には該当しません。具体的な総会費用には、会場の賃借代から、マイク、ビデオ、スライド等の機器使用、リハーサル、招待通知作成、社長の身辺警護など実にさまざまな費用が考えられますが、いずれも総会に伴う費用として単純な経費とすることができます。

また、昼食代についても、「会議に関連して茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」の範囲内であれば、総会終了後に提供するものであっても交際費としないことができますが、大株主だけを料亭に招待して接待するような費用は、通常要する費用の範囲を超えますから、交際費に該当します。



KIMIYO・I